

# 報告事項No. 1

## 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の臨時代理の報告について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項の規定に基づき教育長が臨時代理した事項について、同条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 1 臨時代理した事項

- (1) 件名 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について
- (2) 内容 組織改正に伴い、所要の整備等を行うもの
- (3) 施行期日 令和8年4月1日

### 2 臨時代理を行った日

令和8年3月26日

### 3 臨時代理を行った理由

令和8年4月1日からの組織改正に伴い、同日までに規則の規定を整備する必要があったため

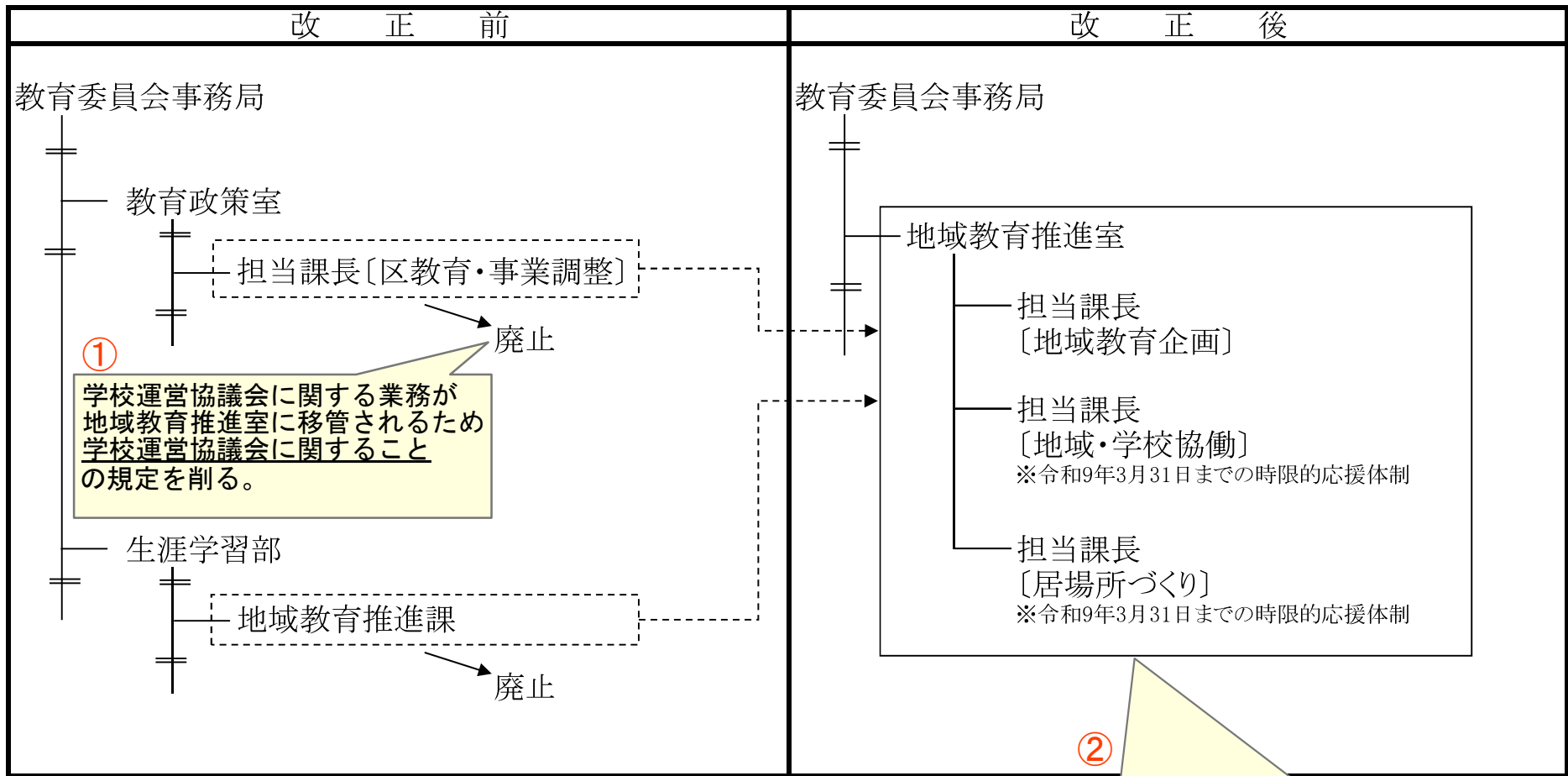
(参考) 川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則 (昭和41年川崎市教育委員会規則第12号)

(教育長の臨時代理)

第3条 教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第1項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。

2 教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。

# 川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部改正に関連する主な組織改正の内容



学校教育と社会教育の枠組みを越えた地域と学校の連携・協働を推進し、地域と一体となって子どもたちを育成する取組や小学校での「朝の居場所」の開設、学校施設の更なる有効活用などの取組を推進するため、地域教育推進課を廃止し、地域教育推進室を新設することに伴い、同課の規定を削り、同室の規定を追加する。



改正前

教育委員会事務局

生涯学習部

多摩市民館(併) 担当係長②(併)  
【併任元:多摩区役所まちづくり推進部生涯学習支援課担当係長(管理)、社会教育振興係長】

→ 廃止

麻生市民館(併) 担当係長②(併)  
【併任元:麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課担当係長(管理)、社会教育振興係長】

→ 廃止

岡上分館(併)  
【併任元:麻生区役所まちづくり推進部生涯学習支援課担当係長(岡上地区担当)】

多摩図書館 担当係長[奉仕・庶務]

麻生図書館 担当係長[奉仕・庶務]

柿生分館 → 廃止

改正後

教育委員会事務局

生涯学習部

担当課長(併) 担当係長(併)  
【併任元:多摩区役所まちづくり推進部担当課長(生涯学習支援担当)】 (多摩区・社会教育振興担当)

担当課長(併) 担当係長(併)  
【併任元:麻生区役所まちづくり推進部担当課長(生涯学習支援担当)】 (麻生区・社会教育振興担当)

多摩図書館 担当係長[奉仕・庶務]

担当係長[事業調整]  
※令和9年3月31日までの時限的応援体制

④

多摩市民館、麻生市民館、麻生市民館岡上分館、麻生図書館及び麻生図書館柿生分館の管理を指定管理者に行わせることに伴い、多摩区役所及び麻生区役所生涯学習支援課の市民館併任が廃止される。  
新たに、生涯学習部付けの多摩区・社会教育振興担当及び麻生区・社会教育振興担当を設置するため、区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること(川崎区、幸区及び宮前区を除く。)と規定を改正する。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

教育政策室
-------

」

を

「

教育政策室
地域教育推進室

」

に、

「

生涯学習部	生涯学習推進課	
	地域教育推進課	
	文化財課	

」

を

「

生涯学習部	生涯学習推進課	
	文化財課	

」

に改める。

第4条の表教育政策室の部中第9号を削り、第10号を第9号とし、第11

号を第10号とし、同部の次に次のように加える。

地域教育推進室

- (1) 地域の教育力の向上に関する事。
- (2) 学校施設の有効活用に関する事。
- (3) 川崎市子ども会議に関する事。
- (4) 地域と学校の連携・協働に関する事。

第4条の表職員部の部中「服務監察」を「予防監察」に改め、同表学校教育部の部中

「(2) 学校運営の支援に関する事。」

を

「(2) 学校運営の支援に関する事。

(3) 学校教育施策に係るプロジェクトの推進に関する事。」

に改め、同表生涯学習部の部中「中原区及び高津区に限る」を「川崎区、幸区及び宮前区を除く」に改め、同部地域教育推進課の項を削る。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

## 制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うこと等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 新旧対照表

改正後			改正前		
第1条～第2条 略 (内部組織)			第1条～第2条 略 (内部組織)		
第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。			第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。		
総務部	庶務課	庶務係 経理係	総務部	庶務課	庶務係 経理係
	学事課			学事課	
教育政策室			教育政策室		
<u>地域教育推進室</u>			<u>(新設)</u>		
教育環境整備推進室			教育環境整備推進室		
職員部	教職員企画課		職員部	教職員企画課	
	教職員人事課			教職員人事課	
	給与厚生課			給与厚生課	
学校教育部	指導課		学校教育部	指導課	
	支援教育課			支援教育課	
	健康教育課			健康教育課	
健康給食推進室			健康給食推進室		
生涯学習部	生涯学習推進課		生涯学習部	生涯学習推進課	
	<u>(削る)</u>			<u>地域教育推進課</u>	
	文化財課			文化財課	
(事務分掌)			(事務分掌)		
第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (略) 教育政策室			第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。 (略) 教育政策室		
(1) 重要な教育施策の企画立案に関すること。			(1) 重要な教育施策の企画立案に関すること。		

改正後	改正前
<p>(2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(3) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(4) 学校の適正規模及び適正配置に関すること。</p> <p>(5) 通学区域の変更に関すること。</p> <p>(6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関すること。</p> <p>(7) 人権・多文化・共生教育に関すること。</p> <p>(8) 教育改革の推進に関すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p><u>(9)</u> 働き方・仕事の進め方改革に関すること。</p> <p><u>(10)</u> 事務改善に関すること。</p> <p><u>地域教育推進室</u></p> <p><u>(1)</u> 地域の教育力の向上に関すること。</p> <p><u>(2)</u> 学校施設の有効活用に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 川崎市子ども会議に関すること。</p> <p><u>(4)</u> 地域と学校の連携・協働に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>職員部</p> <p>(1) 教職員の<u>予防監察</u>及び相談に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p><u>(3)</u> 学校教育施策に係るプロジェクトの推進に関すること。</p> <p>生涯学習部</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること <u>(川崎区、幸区及び宮前区を除く。)</u>。</p> <p>(略)</p> <p><u>(削る)</u></p>	<p>(2) 教育施策の総合調整及び進行管理に関すること。</p> <p>(3) 広報及び広聴に関すること。</p> <p>(4) 学校の適正規模及び適正配置に関すること。</p> <p>(5) 通学区域の変更に関すること。</p> <p>(6) 教育行政に係る調査及び基幹統計に関すること。</p> <p>(7) 人権・多文化・共生教育に関すること。</p> <p>(8) 教育改革の推進に関すること。</p> <p><u>(9)</u> <u>学校運営協議会に関すること。</u></p> <p><u>(10)</u> 働き方・仕事の進め方改革に関すること。</p> <p><u>(11)</u> 事務改善に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <div data-bbox="1263 676 2199 895" style="border: 1px solid black; background-color: yellow; padding: 5px;"> <p>(組織改正ではない文言整理)</p> <p>職員部の予防監察・相談調整担当の事務分掌の文言で、「<u>服務監察</u>」は、「<u>予防監察</u>」と「<u>事故監察</u>」を含んでおり、同担当で所管する業務を明確化するため、「<u>予防監察</u>」と規定を改める。なお、「<u>事故監察</u>」は、教職員人事課の服務担当が所管している。</p> </div> <p>(略)</p> <p>職員部</p> <p>(1) 教職員の<u>服務監察</u>及び相談に関すること。</p> <p>(略)</p> <p>学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>生涯学習部</p> <p>(1) 区の生涯学習及び社会教育に係る区役所との連絡調整に関すること <u>(中原区及び高津区に限る。)</u>。</p> <p>(略)</p> <p><u>地域教育推進課</u></p>

改正後	改正前
以下略	<u>(1) 地域の教育力の向上に関すること。</u> <u>(2) 学校施設の有効活用に関すること。</u> <u>(3) 川崎市子ども会議に関すること。</u> 以下略